

所沢市物品の購入等におけるオープンカウンター方式による見積合せ実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所沢市物品規則（昭和40年規則第9号）第8条の規定に基づき契約課が行う物品の購入及び印刷（以下「物品の購入等」という。）の契約手続において、オープンカウンター方式を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「オープンカウンター方式」とは、物品の購入等に係る随意契約において契約の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書を徴取し、契約の相手方を決定する方式をいう。

(対象)

第3条 オープンカウンター方式の対象となる物品の購入等に係る契約の案件は、1件の契約に係る予定価格が10万円以上80万円以下（印刷については、130万円以下）の案件とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、オープンカウンター方式の対象としない。

- (1) 緊急の必要によりオープンカウンター方式による契約手続を行うことができないとき。
- (2) 所沢市契約規則（昭和39年告示第101号）第12条第2項第2号又は第4号に掲げる場合に該当するとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がオープンカウンター方式による物品の購入等が不適當であると判断したとき。

(参加者の資格)

第4条 オープンカウンター方式に参加できる者は、次に掲げる要件（以下「参加資格要件」という。）を満たす者とする。

- (1) 所沢市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されていること。
 - (2) 案件公開から見積書提出期限までの間において、市から所沢市建設工事等の有資格者に関する入札参加停止等措置要綱（平成20年4月1日施行）に基づく入札参加停止又は所沢市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成8年7月18日施行）に基づく入札参加除外の措置を受けている期間が存在しないこと。
- 2 前項に定めるもののほか、市長は、対象案件ごとに必要な参加資格要件を定めることができる。

3 前項の規定により参加資格要件を定める場合の地域要件は、資格者名簿における事業所の所在地によるものとし、次の各号に掲げる事業者ごとに当該各号に定める要件とする。

- (1) 市内業者 市内に本店を有する有資格者
- (2) 準市内業者 市内に契約権限を有する支店等を有する有資格者
- (3) 県内業者 本店又は契約権限を有する支店等を県内に有する有資格者で、市内業者又は準市内業者でないもの
- (4) 県外業者 本店又は契約権限を有する支店等を県外に有する有資格者
(対象案件の公開)

第5条 オープンカウンター方式の対象となる案件の公開は、所沢市ホームページへの掲載により行う。

2 公開する事項は、案件番号、案件名称、仕様、参加資格要件その他必要な事項とする。
(質疑書の提出等)

第6条 オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者は、仕様等に関して質疑があるときは、質疑書を提出することができる。

2 質疑書は、案件ごとに定めた期間内にファクシミリ又は持参の方法により当該案件の調達依頼部署又は契約課へ提出するものとする。この場合において、質疑者は、質疑書に案件番号及び案件名称を明記しなければならない。

3 前項の規定により提出された質疑書への回答は、所沢市ホームページに掲載するものとする。
(見積書の提出)

第7条 オープンカウンター方式による見積合せに参加する者は、案件ごとに定める期間内に原則として持参の方法により契約課へ見積書を提出しなければならない。

2 見積書に記載する金額は、原則として税抜価格とする。

3 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。

(見積書の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積者の記名押印のない見積書又は押印された印影が明らかでない見積書
- (3) 金額を訂正した見積書
- (4) 金額以外の記載事項を訂正した場合において、その訂正の押印のない見積書
- (5) 記載すべき事項の記入のない見積書又は記入した事項が明らかでない見積書

- (6) 明らかに連合によると認められる見積書
- (7) 同一の案件について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者がした見積書
- (8) 同一の案件に対して2以上の意思表示をした見積書
- (9) その他オープンカウンター方式に関する要件に違反した見積書

(契約の相手方の決定)

第9条 市長は、有効な見積書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を契約の相手方として決定する。ただし、見積額が著しく低額であり、適正な履行が見込めないと判断するときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、前項の決定から契約を締結するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなったとき、又はオープンカウンター方式に関する要件に違反していることが判明したときは、決定を取り消すことができる。

3 契約の相手方を決定後、当該決定を取り消したときは、次順位者を契約の相手方として決定する。

4 契約の相手方となるべき同価格の見積を行った者が2人以上あるときは、くじ引きで決定する。

(結果の公表)

第10条 オープンカウンター方式による見積合せの結果については、契約の相手方の決定後に契約課において閲覧に供するとともに所沢市ホームページに掲載するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に実施する契約手続について適用する。